

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの【住宅改造助成事業】

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	菊池市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-5：障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの【住宅改造助成事業】
②番号法別表の項	117	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	144	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第4の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの【住宅改造助成事業】
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条	菊池市住宅改造助成事業実施要綱(平成20年告示第64号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって(障害者及び障害児)の(福祉の増進)を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この事業は、(在宅の要介護等高齢者、重度の身体障がい者(児)及び重度の知的障がい者(児))(以下「要介護高齢者等」という。)がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要介護高齢者等の在宅での(自立促進)、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		菊池市住宅改造助成事業実施要綱

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号	菊池市住宅改造助成事業実施要綱第6条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	菊池市住宅改造助成事業実施要綱第6条第1項の規定による在宅の要介護等高齢者、重度の身体障がい者(児)及び重度の知的障がい者(児)がいる世帯に対して実施する助成についての審査に関する事務

利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号リ	菊池市住宅改造助成事業実施要綱第2条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	在宅の要介護等高齢者、重度の身体障がい者(児)及び重度の知的障がい者(児)
------------	---------------------------------------

番号法第9条第2項の条例 に規定した日	2016年06月27日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	